令和 7 年度 (2025年度) (2

越谷市では、地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボンシティ実現のため 再生可能エネルギー設備等の導入に対し、補助金を交付します。 詳細は、市ホームページをご覧ください。



https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/zerocarbon.html

01 申請期間

前期と後期の年に2回、募集を行います。

前 期

令和**7**年 (2025年) 5 月 I 日(木) 8:30~5 月 I 6日(金) 17:15

後期

10月6日(月)8:30~10月17日(金)17:15

- ※ 土日・祝日を除く8:30~17:15 ※ 提出書類に不備がある場合、受付不可。
- ※ 受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付できかねますので予めご了承ください。
- ※ 受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は抽選により交付決定者等を決定します。
- ※ 後期受付終了時点で申請数が予算内の場合、以降も受け付け、予算に達し次第締め切ります。

02 申請先

環境政策課窓口、郵送または電子申請で申請してください。

窓口

環境政策課窓口(越谷市役所第三庁舎4階)

郵送

〒343-850|埼玉県越谷市越ケ谷四丁目2番|号 環境政策課 ゼロカーボン推進補助金窓口

合計

電子申請

右記の電子申請フォームから申請してください。 ※前期申請と後期申請でページが異なりますので

ご注意ください。

前期

▶後期



- 03 補助対象者 (次の①と②をすべて満たす方)
- ① 市内に事業所を有する事業者
- ② 交付決定後に購入または着工し、補助対象設備等を令和8年3月15日(日)までに 設置または納車できること

後期

04 補助対象設備等と予定件数

令和7年度予算額 140 万円 60 万円 200 万円 太陽光発電設備 4件程度 2件程度 6件程度 4 件程度 蓄電池 2件程度 6件程度 **EV·PHEV** 8件程度 2件程度 10件程度

前期









「ゼロカーボン推進補助金」は、 SDGs の目標 7・11・13 の達成 を目指す取組です。

05 補助対象設備等の条件及び補助金額

- 併用申請が可能です。また、蓄電池のみの設置では補助の対象にはならず、太陽光発電の設置 を必須とします。
- 交付決定後に購入または着工してください。交付決定前に購入または着工した場合は補助の対象外となります。
- 補助金の交付の回数は、事業者ごとに同一の補助対象設備等につき1回が限度となります。
- 補助対象設備等は新規に購入する未使用品に限ります
- 補助金の交付に当たり、災害等により停電が発生した場合に、近隣住民に対して、携帯電話の充電等に要する電力の無償提供が要件となります。また平時より電力無償提供可能な旨、近隣住民へ周知してください。

補助対象設備等	補助対象設備等の条件	補助金額
太陽光発電 設備	・市内に有する自らの事業の用に供する 建築物またはその敷地内に太陽光発 電設備を設置し、発電された電力が事 業の用に供する部分で使用されること。また、電力会社と受給契約を結び、 余剰電力を送電できるようにすること。	対象設備の最大出力 I kW あたり2万円 …上限20万円(I 0kW) 限額
定置用 リチウムイオン 蓄電池 (4.0kWh以上)	・太陽光発電等により発電された電力が 繰り返し蓄えられ活用できること。 ※ポータブル蓄電池は対象外	一件につき5万円※ 太陽光発電の設置を必須とし、蓄電池のみの設置では補助の対象外
EV (電気自動車) PHEV (プラグイン ハイブリッド車)	・EV、PHEVともに車載コンセント (I500W/ACI00V)から電力を取 り出せる給電機能がある車両または 外部給電器や V2H 充給電設備を経 由して電力を取り出すことができる車 両であること。	一件につき5万円

06

STEPI 交付申請書(第1号様式)及び添付書類の提出

●申請期間 前期:5月 | 日(木)~5月 | 6日(金) 後期: | 0月6日(月)~ | 0月 | 7日(金) *必要な添付書類等は4ページの 07を確認してください。

▼

予算額を超えた場合 抽選

●抽選日 前期:5月21日(水) 後期:10月22日(水)

※抽選結果は越谷市ホームページで公開します

•

STEP2 補助対象設備等の購入・設置等

●購入・設置等期間 交付決定日から令和8年3月15日(日)まで

●交付決定通知発送日 前期:5月30日(金) 後期:10月31日(金)

(補欠当選となった方には、前期:6月27日(金)、後期:11月28日(金)までに当落の結果をご連絡いたします。)

 \blacksquare

STEP3 実績報告書 (第5号様式) 及び添付書類・災害時電力無償提供登録届出書の提出

- ●購入・設置等の完了後、速やかに提出
- *必要な添付書類等は4ページの08を確認してください。
- *変更や中止があった場合、事前に変更等承認申請書(第3号様式)等の提出が必要です。

V

STEP4 請求書(第7号様式)の提出

●交付額確定通知書(実績報告書の提出から約3週間程度で郵送)を受領後、速やかに提出 ※原則、申請者本人の口座に限ります。

V

STEP5 入金の確認

- ●請求書の提出から約1ヶ月程度で指定先の口座に入金
- ※振込日の個別連絡はしませんので各自ご確認ください。

07	申	∄請に必要な書類:補助金交付申請書(第Ⅰ号様式)と添付書類		
☆必ず提出する書類				
①		交付申請書(第 号様式)		
2		設置等の場所を示す案内図または地図		
3		現況が分かる着工前の建物全体の写真【EV・PHEV の場合は不要】		
9		現況が分かる着工前の <u>設備等設置予定場所</u> の写真【EV·PHEV の場合は不要】		
4		補助対象設備等の規格等を示すカタログ(メーカー・型式・出力値等が分かるもの)		
•		※メーカー・型式・出力値等をマーカー等で印をつけ、当該ページのみ添付		
⑤		【太陽光の場合】補助対象設備等の設置等に係る設計図面		
9		【蓄電池、EV・PHEV の場合】補助対象設備等の平面図		
		補助対象設備等の設置等に係る経費の内訳が分かる見積書又は契約書の写し		
6		※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。		
		※購入費用、設置・工事費用、その他費用等の内訳が分かるもの。		
☆該	当す	る場合に提出する書類		
・前期で令和6年1月2日以降、後期で令和7年1月2日以降に越谷市内に住所等を有した場合				
		法人市民税、市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税の内、該		
7		当するものすべての納税証明書(転入前の自治体で発行したもの)		
・代理人による申請の場合				
8	⑧ □ ● 委任状 (※市ホームページに参考様式あり)			
実績報告に必要な書類:実績報告書(第5号様式)と添付書類・災害時電力無償提供登				
00		『績報告に必要な書類:実績報告書(第 5 号様式)と添付書類・災害時電力無償提供登		
80		系績報告に必要な書類: 実績報告書(第 5 号様式)と添付書類・災害時電力無償提供登 は届出書(第6号様式)		
	鉰	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	弱	· 格出書(第6号様式)		
☆必	弱 ず提	k届出書 (第6号様式) 出する書類		
☆☆	弱 ず提	は届出書 (第6号様式) 出する書類 実績報告書 (第 5 号様式)		
☆必	ず提□□	を届出書 (第6号様式) 出する書類 実績報告書 (第 5 号様式) 置等の状態を示す現場写真		
☆☆	ず提 □ 設□	を届出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真		
☆☆	ず提 □ 設置 □	は届出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真		
☆☆	野球提 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	は届出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態)		
★必 ① ②	野球提 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	は届出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書		
☆☆	野球提 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	は出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。		
★必 ① ②	野球提 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	は出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。		
★必 ① ②	野球提 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	は出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※購入費用、設置・工事費用、その他費用等の内訳が分かるもの。		
★必 ① ②	野球提 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	は届出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる		
★必 ① ② ③		ははま(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる 書類を提出してください。		
★必②③④	ず提 設置 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	ははま(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる 書類を提出してください。		
☆必①②④		は出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※第人費用、設置・工事費用、その他費用等の内訳が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる 書類を提出してください。 災害時電力無償提供登録届出書(第6号様式)		
☆必①②③④	ず提 □ 設 □ □ □ □ 当 場 3 は □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	は出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる 書類を提出してください。 災害時電力無償提供登録届出書(第6号様式)		
☆必①②④		は出書(第6号様式) 出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる 書類を提出してください。 災害時電力無償提供登録届出書(第6号様式)		
☆必①②③④(5)		は出する書類 実績報告書(第5号様式) 置等の状態を示す現場写真 太陽光発電設備・・・ 建物全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真 蓄電池・・・・・・・ 建物全体の写真・設置後の蓄電池の写真 EV・PHEV・・・・・ 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態) 補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる 書類を提出してください。 災害時電力無償提供登録届出書(第6号様式) る場合に提出する書類 と発電設備の場合 接続契約のお知らせ等、電力会社と受給契約を結ぶことがわかる書類		

QOI 災害時の電力提供に係る登録とは?

AOI 補助金の交付に当たり、越谷市災害時電力無償提供事業所として登録いただき、災害等により停電が発生した場合には、近隣住民に対して、携帯電話の充電等に要する電力の無償提供をお願いします。また電力無償提供可能な旨、平時より近隣住民への周知をお願いします。

▼補助対象者・補助対象設備について

Q02 すでに購入または設置(着工)・納車した設備等は対象になりますか?

A02 太陽光発電設備、蓄電池については、交付決定前に購入または設置 (着工) のいずれか一つでも済んでいる場合は、補助の対象になりません。

EV・PHEV については、交付決定前に購入または納車のいずれか一つでも済んでいる場合は、補助の対象になりません。

なお、購入とは、費用の全額の支払いを指します。

Q03 (太陽光発電設備)対象となるモジュールはどのようなものですか?

A03 「一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けたもの」が該当します。また、購入をするもののみが対象となります。リース契約等で設置するものは対象となりません。

Q04 (定置用リチウムイオン蓄電池)対象となる設備はどのようなものですか?

AO4 容量が 4.0kWh以上リチウムイオン蓄電池のみ対象となります。太陽光発電設備等で発電した電力を蓄え、事業で使用するほか、未使用品であること、リース品ではないことも条件となります。ポータブル蓄電池は対象になりません。

Q05 (EV·PHEV)対象となる車両はどのようなものですか?

AO5 EV、PHEVともに車載コンセント(I500W/ACI00V)から電力を取り出せる給電機能がある車両または外部給電器やV2H充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両が対象となります。また、未使用品であること、リース品でないことも条件となります。残価設定型ローンの場合は、実績報告時に残価設定分を含めた総額を支払い、対象自動車を買い取ることが担保されている書類を提出する必要があります。

▼交付申請方法や提出書類について

Q06 申請書の提出は、代行者(業者)でも可能ですか?

A06 代行者が申請書類を持参する場合も受付いたしますが、申請者が代行者に書類提出を委任することを記した委任状(任意様式)が必要となります。

Q07 委任状や同意書の形式は決まっているのですか?

AO7 特に定めておりませんが、市ホームページに参考様式を掲載しています。

Q08 添付する見積りまたは契約書の内訳書に対象設備以外のもの(エコキュート等)も含まれているのですが、対象設備のみの内訳書が必要ですか?

A08 対象設備以外のものが含まれても問題ありませんが、対象設備設置に係る費用が明確にわかるものを添付してください。

※内訳書は、対象設備の型式や設置数がわかるものをご提出ください。

Q09 申請書類は郵送で提出しても良いですか?

A09 郵送による申請も受け付けます。ただし、書類に不備があった場合には、期間内に改めて必要書類をご提出いただく必要があります。

▼抽選について

- Q10 抽選は、どのような場合に行われるのですか?
- A10 受付期間内で予算を申請額が超えた場合には、要件を満たしている申請の中から抽選を行います。抽選結果は市ホームページに公開するほか、申請者全員に郵送によりお知らせいたします。
- QII 抽選後に補欠を設けますか?
- AII 申請状況により、若干数の補欠を設けます。補欠者の方には、申請取り下げ等の辞退が発生し、繰り上げ 当選となった場合に補欠順にご連絡いたします。

▼購入または着工について

- Q12 申請が受理されれば購入または着工して良いのですか?
- A12 購入または着工は市から郵送される交付決定通知書に記載された交付決定日以降としてください。 ※交付決定前に購入または着工している場合、補助の対象外となります。

▼実績報告について

- Q13 工事完了・納車の期限はありますか?
- A13 令和8年3月15日(日)までに補助対象設備等を設置または納車が条件となります。
- Q14 実績報告書の「設置等完了日」は、どのように記入すればよいですか?
- A14 補助対象設備等の設置が完了した日または納車日としてください。
- Q15 実績報告の時期について期限などはありますか?
- A15 工事等の完了後、速やかにご提出ください。当該年度中のご提出をお願いいたします。
- Q16 添付する領収書の金額に対象設備以外のもの(エコキュート等)が含まれていても良いですか?
- A16 領収書に対象設備以外のものが含まれている場合は、その内の対象設備設置に係る費用がわかるように 但し書きを加えてください。また、内訳書も併せて添付してください。

▼変更(・中止)申請について

- Q17 申請後に契約内容が変更になった場合、どのような手続きが必要ですか?
- A17 ①交付決定前:申請書類や見積書等を変更後のものと差し替えます。 ②交付決定後:「変更等承認申請書(第4号様式)」の提出が必要になります。変更される内容のカタログや見積書等を添付し、環境政策課までご提出ください。※但し、補助金の増額は行いません。
- Q18 見積りや契約内容にどのような変更があった場合、変更申請が必要ですか?
- A18 次のいずれかに当てはまる場合は、補助対象設備等の設置・購入等の前に変更等承認申請書を提出してください。
 - ・契約業者の変更
 - ・対象設備等のメーカー、型式や最大能力値の変更 など
- Q19 交付申請をしたのですが、工事の中止等の理由で申請をキャンセルしたい場合、どのような手続きが必要ですか?
- A19 ①交付決定前:申請キャンセルの旨を環境政策課までご連絡ください。その後、申請書等をお返しいたします。
 - ②交付決定後:変更等承認申請書の提出(計画の中止)が必要となります。変更等承認申請書を受理後、変更承認通知書をお送りします。
 - ※キャンセルすることが決定した場合、なるべく早くご連絡ください。

▼請求書の提出について

Q20 請求書はいつまでに提出すればよいですか?

A20 交付額確定通知書が到着した後、速やかにご提出ください。 ※請求書につきましても、郵送・電子申請での提出が可能です。

Q21 請求書を提出したのですが、補助金はいつ頃振り込まれますか?

A21 請求書が到着してから1ヵ月後を目安に指定の口座に振り込みをさせていただきます。

※振り込み完了についてご連絡はいたしませんので、ご自身で口座の確認をお願いいたします。

越谷市 環境経済部 環境政策課 ※8:30~17:15(±日·祝日を除く)

〒343-850 | 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 | 号 第三庁舎 4 階 TEL: 048-963-9183

